

社会福祉法人養父市社会福祉協議会福祉有償運送事業運営規程

平成 18 年 4 月 1 日規程第 3 号

平成 21 年 4 月 30 日規程第 5 号

令和 4 年 3 月 23 日規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この事業は、養父市に在住する身体の不自由な高齢者及び身体障がい者等で、移送手段を確保することが困難なため、医療、福祉施設等本人が希望するサービスの利用や外出等が困難な人に対して、社会的に移送手段を確保する福祉有償運送事業（以下「移送サービス」という。）を実施することにより、本人及び家庭の自立を促進し、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(利用対象者)

第 3 条 移送サービスの利用対象者は、市内に在住し、次の各号に定める者のうち、一般の交通手段を利用することが困難で、かつ車いすやストレッチャー等を使用しなければ外出できない者とする。

- (1) 介護保険の要支援・要介護認定者
- (2) 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者
- (3) (1)と(2)以外で、歩行障がいまたは内部障がい（人工透析等）により、単独では公共交通機関を利用することが困難な者
- (4) その他本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者

(利用者登録)

第 4 条 前条の規定によりこの事業を利用しようとする者は、移送サービス利用申請書（様式第 1 号）及び念書（様式第 2 号）に登録料を添えて会長に提出し、登録を受けるものとする。

- 2 会長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに実情を調査のうえ、可否を決定し移送サービス利用決定通知書（様式第 3 号）を申請者に通知するものとする。
- 3 移送サービスの登録有効期間は、1 年以内とし、引き続き登録を受けようとするときは、当該年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）終了の日の概ね 1 ヶ月前までに、申請書を会長に提出し手続きを行うものとする。

(判定委員会)

第 5 条 前条第 2 項の調査の結果、利用決定の判断が困難な場合は、本会に判定委員会を設け、審査のうえ可否を決定するものとする。

- 2 判定委員会の構成員は、地域福祉課長及び移送サービスに係わる関係者とし、必要に応じて開催するものとする。

(移送サービスの内容)

第 6 条 移送サービスの内容は次に掲げる事項とする。

- (1) 医療機関への通院、入退院及び健診等の移送
- (2) 福祉施設への通所、入退所時の移送
- (3) 公共機関又は福祉団体等が主催する事業参加及び諸手続のための外出時の移送
- (4) その他会長が必要と認めた場合

2 前項に規定するサービス内容の運行範囲は原則として但馬管内とし、発地又は着地のいずれかが養父市内にあることとする。

(移送サービスの実施日等)

第7条 移送サービスを行う日は、原則として月曜日から金曜日のうち本会が業務を行う日とする。

2 移送サービスを行う時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(移送サービスの利用申込み)

第8条 第4条の規定により登録した利用者は、利用の前日までにサービス希望日時等を口頭又は、電話で申し込み、本会と運行時間等の打合せを行うものとする。

(利用者及び家族の責務)

第9条 移送サービスの実施にあたって、家族は次の点に留意しなければならない。

(1) 移送サービスの利用にあたっては、利用者及び家族は健康状態に十分留意し、必要に応じて医師の意見を聞くなど利用者の健康管理について責任を持つこと。なお、移送中及び移送後の症状の急変等については、本会は責任を負わないものとする。

(2) 移送サービスの利用にあたっては、原則として家族等の介護者が付き添うものとする。

(利用料)

第10条 利用者は、別表に定める基準により、利用料を負担するものとする。

2 利用料は、移送サービス利用後、運転手に支払うものとする。

3 有料駐車場及び有料道路等の料金については、全額利用者の負担とする。

(賠償責任等)

第11条 移送サービス運行中の交通事故等による損害賠償が生じた場合は、本会が加入している保険等の範囲内で責任を負うものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、移送サービスの実施について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

移送サービス利用料

項 目	金 額
【年間登録料】	2,000円（毎年更新）
【基本料金】 初乗り走行2キロまで	300円
【超過料金】 1キロ単位ごと	100円 加算
【その他の料金】	
・待ち時間（10分までは無料）	10分超えるごとに100円を加算
・介助料（特別に介助員が必要な場合）	500円（1人あたり）

(様式第1号)

会長	事務局長	課長	係

※受付番号	
-------	--

移送サービス利用申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人 養父市社会福祉協議会長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

私は、移送サービスを利用したいので次のとおり申請します。(※太枠内のみ記入してください)

利用者	氏名		男・女	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生
	住所	養父市 () 区)		電 話	—
	身体状況	要介護 障害者 手帳	要支援 (1・2)	要介護 (1・2・3・4・5)	
		1種 2種	1級 2級 3級	4級 5級 6級	
病院及び主治医					
既 往 歴					
車いすの種類等		1. 車いす 2. リクライニング車いす	⇒	所有	1. 本人 2. 社協
利用する目的		1. 通 院 (病院名) 2. 施設利用 (施設名) 3. 入退院 (病院名) 4. その他 ()			
身体の状態及び特記事項					
介助者	氏 名		男・女	利用者との続柄	
	住 所			電 話	—
同居家族の状況	氏名		性別	年齢	続柄 備考
緊急連絡先	氏名			利用者との続柄	
	住所			電 話	—
□判定委員会 ⇒ 可・不可		事業所名及び担当ケアマネージャー			
□登録料 (月 日) 領収		□決定通知書発行 (月 日)			

※ご記入いただいた個人情報は、利用目的以外は使用いたしません。

(様式第2号)

念 書

この度、申し込みしました移送サービスについて、移送希望者の健康管理は本人並びに家族において責任をもって行いますので、サービス中及びサービス利用後にどのような事態が生じて、一切異議申し立ていたしません。

また、利用にあたっては、介護者が付き添うことといたします。

令和 年 月 日

社会福祉法人 養父市社会福祉協議会長 様

(本人)

住 所： 養父市 _____ 番地

氏 名： _____ (印)

(家族代表・介護人)

住 所： _____

氏 名： _____ (印)

(本人との続柄： _____)

(様式第3号)

令和 年 月 日

様

社会福祉法人養父市社会福祉協議会長

移送サービス利用決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった移送サービスの利用について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

移送サービスの可否	可 ・ 否

- 1 サービス利用の前日までにサービス希望日時等を口頭又は、電話で申し込み、本会と運行時間等の調整をしてください。
- 2 本会の事業又は、車両の関係によりサービスをご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。
- 3 サービスの利用にあたっては、利用者の家族の付き添いを原則としています。
- 4 移送中及び移送後の利用者の症状の急変等については、本会は責任を負いません。
- 5 移送サービス運行中の交通事故等による損害賠償が生じた場合は、本会の加入している保険等の範囲内で責任を負います。